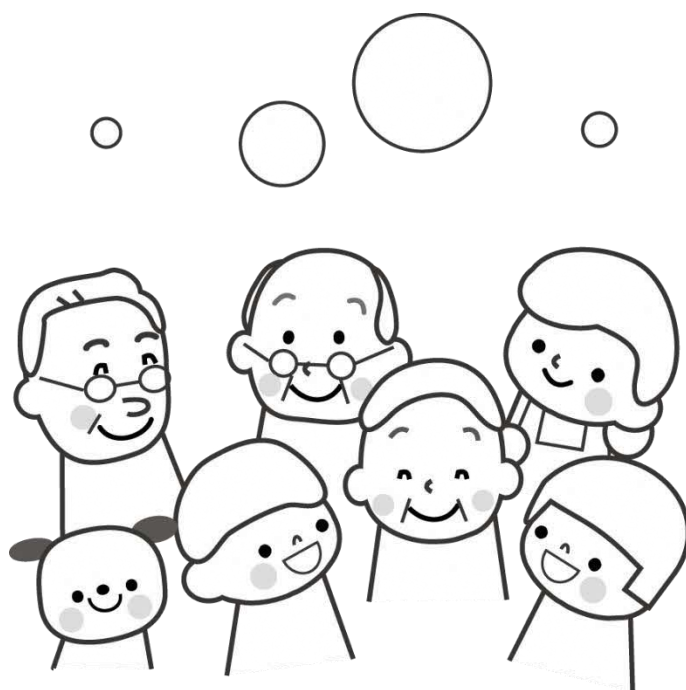


気づく・つなぐ・支えるガイドブック



令和7年10月改訂

久 喜 市

はじめに

平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、久喜市でも令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期久喜市子ども・子育て支援事業計画」において、「子どもの貧困対策を推進する環境づくり」を市の子育て支援施策の基本目標の一つとし、経済的に困窮している状態にある子どもへの対策を推進してきました。

そして、令和 7 年 3 月に、「こどもの貧困解消対策推進計画」と一体化した「久喜市こども計画」を策定し、こどもの貧困解消のため、引き続き各施策を推進します。

しかし、子育て世帯の経済的な問題は、原因が複雑に絡み合っていること、また、悩みを抱え込んでしまう子どもや保護者が多いことなどから、外から捉えにくい状況にあります。

このような課題を解決していくためには、こどもの生活や心身の状況の変化、貧困の背景にある問題などに「気づく」視点、貧困状態にある家庭を適切な保護・支援に「つなぐ」視点、貧困の連鎖を断ち切るために子どもや保護者を「支える」視点が不可欠です。

「気づく」…こどもの生活や心身の状況の変化、経済的困窮の背景にある問題などに気づく

「つなぐ」…経済的困窮状態にある家庭を適切な保護・支援につなぐ

「支える」…経済的困窮の連鎖を断ち切るために子どもや保護者を支える

3つの視点のうち、「気づく」と「つなぐ」については、行政からの働きかけだけではなく、保育所や幼稚園の職員、民生委員・児童委員や地域の方々など、より多くの支援者による協力・連携が必要不可欠です。

このことから、経済的に困窮している状態にある家庭が必要とする制度に確実につながるよう、また、支援者が支援する際の資料として活用していただくため、利用できる制度や相談窓口等についてまとめたガイドブックを作成しました。

支援や相談時にこのガイドブックを活用していただくことで、すべてのこどもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指しています。

※当ガイドブックに掲載されている内容は令和7年10月時点のものです。詳細及び最新の情報については、各問合せ先にご確認ください。

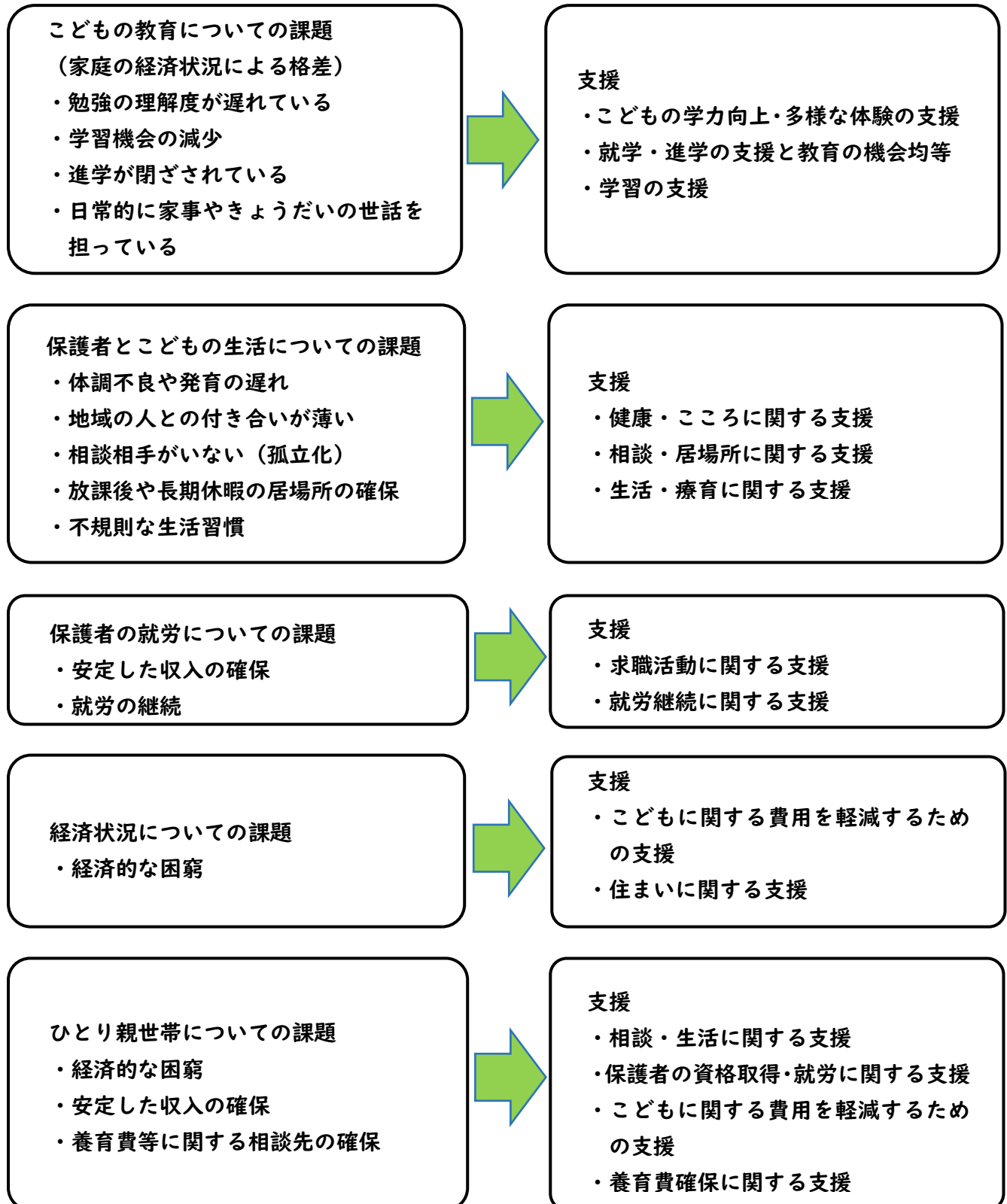
(目次)

1 経済的困窮家庭に対する取組み	2
2 経済的困窮家庭に対する視点	4
(1) 気づく	4
(2) つなぐ	6
(3) 支える	11
・乳幼児期から	11
・学校生活	14
・生活・心身の健康	16
・就労	20
・ひとり親家庭	21

Ⅰ 経済的困窮家庭に対する取組み

○経済的困窮状態にあるこどもに対する久喜市の現状と課題

平成30年度に実施した「久喜市子どもの生活実態調査」に引き続き、令和5年度に実施した「子どもの生活に関する調査」及び令和6年度に実施した「こどもと子育て家庭の生活に関する調査（支援機関等）」の結果から見てきた経済的困窮状態にある家庭のこどもを取り巻く主な課題と支援は次のとおりです。



○気づき、支援へつなぐ仕組みについて

支援者からは、経済的困窮状態にある家庭に気づき、その抱えている課題について把握することは困難であるとの声があります。また、そのような家庭を把握した後も、「どこまで内情に踏み込んでいいか分からない」、「他の機関との連携方法が分からない」との意見もありました。

経済的困窮状態にある家庭が抱える課題は、経済的な問題を始め、仕事のことやこどもの発達など多様化していることから、関係機関と連携しながら、情報共有を図ることが重要であると認識しています。

2 経済的困窮家庭に対する視点

(1) 気づく

経済的困窮家庭と、その家庭が抱える問題は表面化しづらいことが大きな問題となっています。小さな違和感を流さずに捉えることが重要です。「気づく」のポイントとして、こどもと保護者の抱える悩みをまとめましたので、参考としてください。

○こどもの抱える悩み



話題についてい
けなくて友達が
いない

家族が遅くまで働いていて
家では一人…寂しい

勉強したくない
面白くない

家のことを相談できる
相手がいない

みんなが持っているような
文房具が買ってもらえない

○保護者の抱える悩み

こどもの成長が心
配…

友達・相談相手
がいない

家賃の支払いが心配

仕事どうしよう

こどもともっと一緒にいた
いけど、お金を稼ぐために
働かなければ



※上記の項目はあくまで経済的に困窮している家庭に多く見られる悩みの一部です。同様の悩みを持つからといって、必ずしもその世帯が経済的に困窮しているとは限りません。経済的に困っていても、温かい家庭を築いている方もいらっしゃいます。

また、外部の人に経済的に困っていることを知られたり、指摘されたりすることは、その人の自尊心を傷つけ外部へ心を閉ざす一因となり得ます。

接する際には、保護者・こどもの自尊心を傷つけないよう配慮しつつ、相談しやすい信頼関係を築いていくことが重要です。

日々の暮らしのなかで、施設やそれぞれの場面、親子と関わる際に“気づき”の機会があります。
それぞれの機会を逃さず、“気づき”のきっかけとしてください。

例えば…

【行政窓口等】

・窓口での申請や相談時 ・乳幼児健診時 ・予防接種の状況 ・市税等の滞納状況
・税申告等、必要な手続きの状況

【地域子育て支援センター、児童センター等】

・来館時間帯 ・こどもの友人関係 ・保護者同士の関わり方 ・職員への態度

【保育所等、幼稚園】

・送迎時の様子 ・健康診断や身体測定時 ・行事や保護者会への参加状況
・昼食及びおやつ時間 ・保育料等の集金状況 ・他の園児とのかかわり方
・先生への態度

【学校】

・登校時の様子 ・授業態度 ・宿題の提出状況 ・給食の時間 ・部活動の参加状況
・健康診断や身体測定時 ・進路希望状況 ・授業参観や保護者会への参加状況
・家庭訪問時 ・二者、三者面談時 ・放課後の過ごし方

【地域】

・こども及び保護者の在宅状況 ・地域行事への参加状況 ・こどもの外出時間帯
・住宅（庭）の様子 ・外出時の様子 ・買い物の様子

(2) つなぐ

支援を必要とするこども・保護者の相談窓口は内容によって多岐にわたります。支援者も可能な限り、ひとりで抱え込むことのないよう、必要に応じて情報の共有を行い、複数の支援者での対応を心がけましょう。

○家庭への支援

乳幼児

学校生活

生活・心身の健康

就労

ひとり親

こども家庭保健課、子育て支援課、保育幼稚園課、地域子育て支援センター、児童館、児童センター、家庭児童相談室、保育所等、幼稚園、民間子育て支援関連施設等

指導課、教育総務課、こども家庭保健課、家庭児童相談室、各学校（相談室）、教育支援センター、生涯学習課（放課後子ども教室（ゆうゆうプラザ））、学校給食課、こども育成課（放課後児童クラブ（学童））

こども家庭保健課、生活支援課、人権推進課、交通住宅課、社会福祉協議会、家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター、こども食堂、児童相談所、障がい者福祉課、社会福祉課（ふくし総合相談窓口）

こども家庭保健課、保育幼稚園課（保育所等）、生活支援課、人権推進課、商工観光課、ファミリー・サポート・センター、こども育成課（放課後児童クラブ（学童））

子育て支援課、こども育成課（放課後児童クラブ（学童））、こども食堂、フードパントリー

案内



こども・家庭

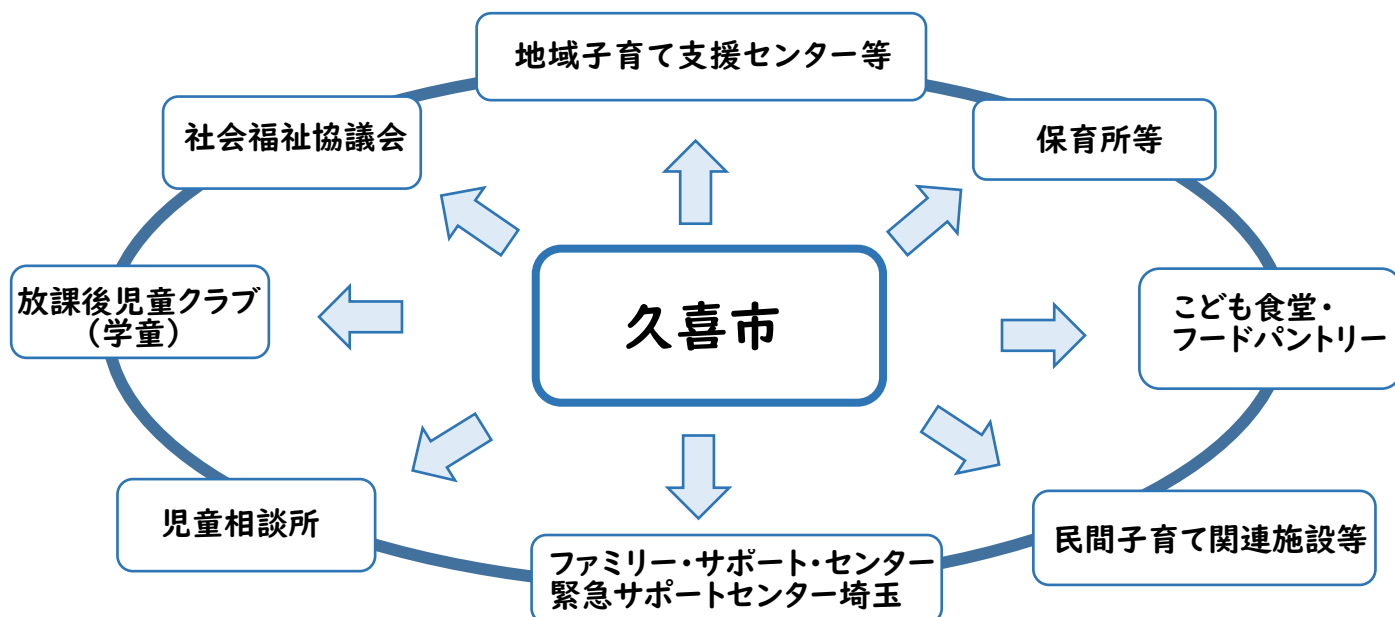
相談

学校、民生委員・児童委員、市役所等



○情報共有及び連携

こどもや家庭からの相談は、必要に応じて関係機関で情報共有します。



○相談先一覧
・市内公的機関

名称	連絡先	所在地	開所時間	対象
子育て支援課 菖蒲こども未来係 栗橋こども未来係 鷺宮こども未来係	(久喜) 0480-22-1111	下早見 85-3	月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:45～16:30	18歳未満の児童のいる世帯
生活支援課 菖蒲福祉係 栗橋福祉係 鷺宮福祉係	(菖蒲) 0480-85-1111	菖蒲町新堀 38		生活困窮世帯
人権推進課 各行政センター 総務・人権係	(栗橋) 0480-53-1111	間鎌 251-1		人権に関する相談のある方及び悩みを抱えた女性
	(鷺宮) 0480-58-1111	鷺宮 6-1-1		妊産婦、乳幼児及び18歳未満の児童のいる世帯
こども家庭保健課	0480-22-1111	下早見 85-3		未就学の児童のいる世帯
保育幼稚園課				18歳未満の児童のいる世帯
こども育成課				
教育委員会 指導課	0480-58-1111	鷺宮6-1-1		小・中学校に通う児童・生徒とその世帯
教育委員会 教育総務課				小・中学校・高校に通う児童・生徒と未就学の児童のいる世帯
地域子育て支援センター(公立)	0480-21-8596 (久喜)	吉羽 692-1		月～金 (祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:30
	0480-55-1147 (栗橋)	中里 1048-1		
	0480-59-7510 (鷺宮)	鷺宮 2-6-19		
つどいの広場	0480-21-8324	本町 2-5-1	月～金 (祝日・年末年始・小学校の休業日を除く) 9:00～12:00	未就学の児童とその保護者

名称	連絡先	所在地	開所時間	対象
児童センター	0480-21-8181	吉羽 1-40-14	火～日 9:00～17:00 (4月～9月は 18:00 まで) 休月曜、第2・第 4火曜、こども の日を除く祝日、 毎月末日(土・日 を除く)、年末年 始	18 歳未満の 児童のいる世 帯
しょうぶ会館	0480-85-0370	菖蒲町菖蒲 1077-1	月～木、土・日 8:30～17:00 休金曜、こども の日を除く祝日、 年末年始	
鷺宮児童館	0480-58-7054	上内 878	月～木、土・日 9:00～17:00 (4月～9月は 18:00 まで) 休金曜、こども の日を除く祝日、年 末年始	

・こどもに関する相談先

名称	連絡先	所在地	対象
埼玉県中央児童相談所	048-775-4152 ㊦ 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～18:15	上尾市上尾村 1242-1	18 歳未満の児童 のいる世帯
久喜市社会福祉協議会	0480-23-2526 ㊦ 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:45～16:30	青毛 753-1	地域住民
子どもスマイルネット	048-822-7007 ㊦ 毎日(祝日・年末年始を除く) 10:30～18:00	—	18 歳未満の児童 及び保護者
埼玉子どもを 虐待から守る会	048-835-2699 ㊦ 月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00	—	子育てに不安や悩 みのある方等

・地域の身近な相談先

名称	連絡先	所在地	対象
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員に関する問合せ先： 久喜市社会福祉課 0480-22-1111 ①月～金（祝日・年末年始を除く） 8:45～16:30		地域住民 ※子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談支援も行っています。
地域子育て支援センター（私立）	子育てガイドブック 	久喜市ホームページ 	未就学の児童とその保護者
子育て案内所えんむすび	0480-48-5501 ①火～金11:00～19:00 土 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）	伊坂中央 1-3-1 	妊娠中の方、18歳未満の児童のいる世帯
屋内型こどもの遊び場（あそびのにわ） 【相談室】	0480-44-9777 ①月～土9:30～15:30 （水曜・休館日を除く） ※第2・第4火曜のみ 11:00～17:00	桜田 3-2-1 	妊娠中の方、18歳未満の児童のいる世帯
マタニティ・育児相談室 イトーヨーカドー久喜店 （赤ちゃん休憩室内）	—	久喜中央 4-9-11	妊産婦及び乳幼児のいる世帯 ① 毎週木曜日 13:00～16:00 （15:45 まで受付）
マタニティ・育児相談室 イトーヨーカドーアリオ鷺宮店（赤ちゃん休憩室内）	—	久本寺谷田 7-1	

・緊急の場合

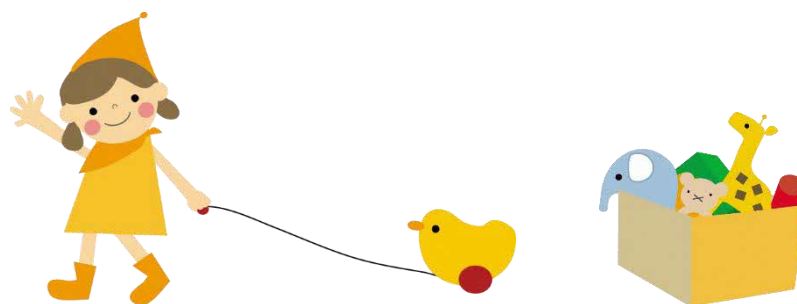
外傷があるなど、こどもの生命に危険があると感じる場合

名称	連絡先	所在地	対象
久喜警察署	0480-24-0110 ① 24時間つながります。	上早見 154	久喜・菖蒲・鷺宮地区
幸手警察署	0480-42-0110 ① 24時間つながります。	幸手市上吉羽 964	栗橋地区
児童相談所 虐待対応ダイヤル	189（いちはやく） ① 24時間つながります。	最寄りの児童相談所へつながります。	

・日本語に不安がある場合

生活や市の手続きのことで困っていること、わからないことを相談したい場合

名称	連絡先	所在地	対象
がいこくじんし みん そうだんまどぐち 外国人市民相談窓口	0480-22-1111 げつようび きんようび ㊦月曜日～金曜日 どにち しゅくじつ ねんまつ (土日・祝日・年末 ねんし のぞ 年始を除く) 9:00～12:00、 13:00～16:30	しもはやみ 下早見85-3	せいかつ こま 生活の困りごとがあ かた にほんご ふあん る方、日本語に不安 がある方



(3) 支える

主な支援制度を必要とする場面ごとに分けました。支援や相談時のヒントとしてください。

乳 幼 児 期 から

○こども家庭センター（こども家庭保健課内）

妊娠・出産（流産・死産を含む）・子育てやこどもに関する悩みや心配ごとについて、相談に応じます。

●問合せ先：こども家庭保健課

○初回産科受診料助成

低所得の妊婦の方を対象に、妊娠判定のための初回産科受診（保険診療となった場合を除く）に要する費用を助成します。

対象者 次のすべてにあてはまる方

- ・妊娠検査薬で陽性を確認した方
- ・住民税非課税世帯または生活保護世帯の方
- ・医療機関等の関係機関と市が支援に必要な情報を共有することに同意する方

助成額 1回の妊娠判定につき1回、上限1万円

●問合せ先：こども家庭保健課

○入院助産制度

経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、指定された助産施設での入院出産に要する費用を助成します（所得制限及び所得等に応じて自己負担があります）。

●問合せ先：こども家庭保健課

○妊婦のための支援給付・相談支援事業

妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、継続的な相談支援と、経済的支援を一体的に実施します。

《相談支援》妊娠届出時や妊娠中、出産後の赤ちゃん訪問時に面談を行います。

《経済的支援》

- ・1回目：妊娠届出時の面談後に妊婦1人あたり5万円を妊婦に支給
- ・2回目：赤ちゃん訪問時の面談後に胎児の数×5万円を産婦に支給

●問合せ先：こども家庭保健課

○産後ケア事業

産後4か月未満（訪問型は産後 1 年未満）の母子で、家族等から十分な支援を受けられないなどの育児不安等や産後に心身の不調がある方を対象に、産科医療機関への宿泊や通所、助産師の訪問により母子の心身のケアや育児指導・育児相談を行います。

宿泊型…1泊2日/10,800円～

デイサービス型…1日/3,000円～

訪問型…1日（2時間以内）/初日1,400円～

2日目以降 1,000円～

市民税非課税世帯は半額、
生活保護世帯等は無料

●問合せ先:こども家庭保健課

○子育て支援ホームヘルパー

出産直後（母の退院後1年以内）に家族等から援助が受けられない母に対し、ホームヘルパーを派遣します。家事・育児について援助します。生計中心者の所得に応じて、1時間あたり0円～950円の費用がかかります（1日1回、最大20回）。

●問合せ先:こども家庭保健課

○地域子育て支援センター・つどいの広場

概ね0歳～5歳の親子が気軽に立ち寄り、遊びながら親同士で交流できる場を提供しています。また、保育士の資格を持つ相談員等が子育て相談に応じます。

●問合せ先:各支援センターまたは子育て支援課

○児童センター・しょうぶ会館・鷺宮児童館

児童に安全な遊び場を提供し、様々な事業を実施することで児童の健全育成を図ります。また、児童センター及び鷺宮児童館では、保育士資格を持つ職員等が保護者及びこども本人からの相談に応じます。

●問合せ先:児童センター（☎0480-21-8181）、しょうぶ会館（☎0480-85-0370）、
鷺宮児童館（☎0480-58-7054）

○ホームスタート

妊娠中の方及び6歳以下の未就学児のいる世帯に対して、研修を受けた地域の先輩ママ（ボランティア）が訪問し、傾聴や協働による支援を行います。

●問合せ先:ホームスタートくき@こどもむら（☎0480-53-7244）

○利用者支援事業

妊娠中の方から18歳未満のこどもとその保護者に対し、妊娠期から子育て期の様々な悩みごと・困りごとについて、資格を有する職員が相談に応じたり、適切なサービスを紹介したりする等の支援を行います。

●問合せ先：子育て案内所えんむすび（☎0480-48-5501）

屋内型こどもの遊び場（あそびのにわ）【相談室】（☎0480-44-9777）

○家庭教育支援チーム「ほっとほーむ」

埼玉県家庭教育アドバイザー等で構成された家庭教育支援チーム「ほっとほーむ」では、子育てサロンを開催し、家庭や子育てに悩む保護者を支えます。事務局で実施する子育てサロンへの参加の他、5名以上のサークルや地域の団体等からの要望により、アドバイザーが出張して子育てサロンを実施することができます。

●問合せ先：生涯学習課（ほっとほーむ事務局）

○こどものショートステイ

保護者の疾病や出産等で、一時的に養育できなくなった小学校第3学年までに在籍する児童について、契約施設（富士見乳児院・愛泉乳児園・愛泉寮）で最大7日間預かります。所得に応じて、1日あたり0円～5,350円の費用がかかります。

●問合せ先：こども家庭保健課

○一時預かり

保護者の仕事や疾病、育児疲れ等により、一時的に家庭で保育することが困難な2か月から就学前の児童の保育を行います。

※対象年齢、利用料金等は各保育所等により異なります。

●問合せ先：保育幼稚園課

○子ども医療費

市内に住所を有し、健康保険に加入している児童（こども）が医療機関等において診療を受けた場合に、医療費の一部を助成します。また、県内の窓口払い一部廃止医療機関等で受診し、医療費の月額が21,000円未満の場合、医療機関の窓口で受給資格証と健康保険情報が分かるものを確認することで、窓口での保険診療分の医療費の支払いが不要になります。

・支給期間…入院・通院：こどもが18歳になった日以後の最初の3月31日まで

・支給額 …保険診療により医療機関の窓口を支払った額から、高額療養費及び付加給付金を控除した額、入院時食事療養標準負担額

●問合せ先：子育て支援課

○児童手当

0 歳から高校生年代（18歳になった日以後の最初の3月31日）までの国内に居住している児童（こども）を養育している方に給付します。

・児童手当支給額

3歳未満（第1子・第2子）	月額 15,000 円
3歳から高校生年代（第1子・第2子）	月額 10,000 円
第3子以降（22歳までの養育している子をカウント）	月額 30,000 円

●問合せ先：子育て支援課

○赤ちゃんスマイル祝金

お子さんを出産し、養育している方に対し、祝金（5,000円～）を支給します。お子さんが出生した日から6か月以内に申請が必要です。

●問合せ先：子育て支援課

学校生活

○放課後子ども教室（ゆうゆうプラザ）

放課後や週末等に小学校の施設を活用し、保護者や地域住民の協力により、児童に学習・スポーツ・文化芸術活動等の様々な体験の機会を提供します。

●問合せ先：生涯学習課（☎0480-58-1111）

○放課後児童クラブ（学童）

保護者の就労等により放課後や土曜日、長期休みの間に保育を必要とする小学校就学児童に対し、適切な遊び場・生活の場を提供します。保育料は児童の学年によって変わり、市民税非課税世帯等については助成制度があります。

●問合せ先：こども育成課

○教育相談室

各小中学校に設置されている教育相談室で、相談員が学校生活全般の悩みについて相談に応じます。保護者も相談可能です。

●問合せ先：各小中学校または指導課

○教育支援センター

学校へ行きたくても行けない児童・生徒に対して、学習支援や教育相談を行い学校生活への適応や社会的自立を図ります。また、学校に登校することはできても、自分の教室へ行けない生徒に対して学習支援を行う校内教育支援センターにおいても同様の支援を行います。

●問合せ先：各小中学校または指導課

○就学援助制度

生活困窮世帯に対して、学用品費・学校給食費・修学旅行費・校外活動費等の一部を援助します。

●問合せ先：教育総務課（☎0480-58-1111）

○学校給食費補助

小・中学校及び特別支援学校小・中学部に在籍している市内にお住いの児童・生徒を3人以上養育している保護者に対して、3人目以降の学校給食費を補助します。

●問合せ先：学校給食課（☎0480-22-8989）

○入学準備金・奨学金貸付制度

経済的な理由により高等学校（高等専門学校含む）、大学（短大含む）または専修学校への就学が困難な生徒に対して、無利子で入学準備金・奨学金の貸付を実施します。

入学準備金 { 高等学校・専修学校（高等課程）…200,000 円以内
大学・専修学校（専門課程）…500,000 円以内

奨学金 { 高等学校・専修学校（高等課程）…10,000 円以内（月額）
大学・専修学校（専門課程）…15,000 円以内（月額）

●問合せ先：教育総務課（☎0480-58-1111）

生活・心身の健康

○家庭児童相談室

家庭児童相談員が、保護者の子育ての悩みや、児童の発達、家族関係等の相談に応じます。こども本人からの相談も可能です。

月～金曜日 午前 8 時45分～午後4時30分 面談・電話での相談可（面談は要相談）

●問合せ先：こども家庭保健課

○人権相談・女性相談

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、日常の様々な悩みごとや困りごとについて相談に応じます。

●問合せ先：人権推進課・各行政センター総務・人権係

○女性の悩み（カウンセリング）相談

女性カウンセラー（臨床心理士）が、自分の生き方や子育て、家族や夫婦関係など、女性の悩みや不安な気持ちについて相談に応じます。

●問合せ先：人権推進課

○生活保護制度

生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

●問合せ先：生活支援課

○生活困窮者自立支援制度

生活保護受給者以外の生活困窮者に対して、生活や就労等に関する支援を行います。

- ・自立相談支援事業…経済的な問題に関わる様々な悩みごとに対して、具体的なプランを作成し、支援員がプランに沿った支援を行います。
- ・住居確保給付金……離職・廃業から 2 年以内の方、休業等により収入が減少し住居を失った、または失うおそれが高い方に対して一定期間、家賃相当額を支給します（収入・資産等の要件あり）。
- ・家計改善支援事業…家計に不安や課題がある方からの相談に応じ、家計相談や家計表などを用いて、家計立て直しのサポートを行い、相談者が自らの力で家計を整理し、早期に生活再生できるよう支援を行います。

●問合せ先：久喜市社会福祉協議会

- ・学習支援事業……学習教室を設置し、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生、高校生に学習支援を行います。

●問合せ先：生活支援課

○公営住宅

住宅に困っている収入の少ない方のために国の補助を受けて整備された賃貸住宅です。

・県営住宅・・・1月、4月、7月、10月の年4回、定期入居募集を行っています。また、各募集月において「県営住宅入居者募集案内」を久喜市役所本庁舎、各行政センター、ふれあいセンター久喜、久喜中央コミュニティセンター、久喜東コミュニティセンター、清久コミュニティセンターにて配布しています。

申込みできる方は、①～⑧全ての条件を満たしている方です。

- ① 同居し、又は同居しようとする親族（配偶者又は1親等）があること。ただし、単身住宅、単身車イス住宅に申込みの方を除きます。
- ② 入居しようとする世帯の収入月額が158,000円以下（同居者に小学校就学前の者がいる世帯・障がい者世帯等については214,000円以下）であること。
- ③ 申込み時に埼玉県内に住所または勤務場所があること。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。持ち家のある方、公営住宅にお住まいの方は申し込むことができません（例外あり）。
- ⑤ 県民税・市町村民税を滞納していないこと。
- ⑥ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構または地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅の家賃若しくは損害賠償金を滞納していないこと。
- ⑦ 暴力団員でないこと。
- ⑧ 申込者本人が成人であること。

※外国人にあつては、①～⑧の条件に加えて、中長期の在留資格があることが条件となります。

※市では、申込みの受付を行っていません。

●問合せ先：埼玉県住宅供給公社岩槻支所（☎048-794-7146）
住まい相談プラザ（☎048-658-3017）

・UR 賃貸住宅（旧公団住宅）…独立行政法人都市再生機構が管理する住宅です。随時入居募集を行っています。子育て世帯等を対象とした家賃の減額制度もあります。

※市では、申込みの受付を行っていません。

●問合せ先：独立行政法人都市再生機構 UR 大宮営業センター（☎048-649-2277）

〇こども食堂・フードパントリー

地域のボランティア等が中心となって、経済的困窮家庭へ無料または安価（0円～300 円程度）で食事や食材を提供します。

名称	活動内容	活動場所	連絡先
久喜わくわく食堂	月1回、お弁当や食材を提供（事前登録制）。	久喜地区	TEL:090-9382-2836 FAX:0480-22-9177 ✉:kukiwakuwaku@gmail.com
子ども食堂 ぬくもり	月2回、夕食を提供（事前登録制）。	本町2-4-11 （本町集会所）	TEL:090-8773-5690 ✉:kuki.kakizaki@gmail.com
こども Cafe Arts & Eats 	月1回、こどもたちに文化芸術に触れる機会を提供し、終了後は昼食を提供。	菖蒲町菖蒲85-1 （菖蒲文化会館アミーゴ）	TEL:0480-21-1799 TEL:0480-87-1377 FAX:0480-23-6488
きっちん・こすもす 子ども食堂 	経済的困窮家庭に対して、きっちん・こすもすのメニューを常に半額で提供（事前相談必要）。月1回こども食堂を開催し昼食を提供、奇数月には食材を提供（事前登録制）。	桜田3-10-2（鷺宮東コミュニティセンターさくら1階）	TEL:080-5517-2142 FAX:0480-58-2506 ✉:kitchinkosumosu@gmail.com
子ども食堂 みんなのいえ 	月1回、昼食を提供（事前登録制）。週1回の学習支援時に夕食を提供。	上内886 （旧鷺宮第二保育園）	TEL:090-5813-3672 ✉:minnanoie0731@gmail.com
ファルカオ スポーツベース 	火～金曜はこどもの放課後の居場所として運営。不定期（月1回程度）にこども食堂を開催。	南栗橋4-17-17 （ファルカオスポーツベース）	TEL:080-5416-9273 ✉:rina.segawa224@gmail.com

名称	活動内容	活動場所	連絡先
菖蒲みんな食堂 	2か月に1回、昼食 または夕食を提 供。	菖蒲町柴山枝郷 1885(天理教柴 山分教会)	TEL:0480-85-0605 FAX:0480-85-0605 ✉:shibayama_bun@yahoo.co.jp
わくわく食堂菖蒲	月1回、昼食を提 供(事前登録制)。	菖蒲町菖蒲 5205(しょうぶ翔 裕園)	TEL:090-1432-6698 FAX:0480-85-2280 ✉:sindou1571@gmail.com
みんな食堂 おむすび Blocked	月1回、金曜日に 夕飯を提供(事前 予約制)。	伊坂南 2-12-1 (栗橋さくら幼稚 園)	TEL:0480-48-5501 ✉:enmusubi0401@gmail.com
めぐめぐパントリー	2か月に1回(偶 数月)フードパント リーを実施。	野久喜 443-1 (天理教更立久喜 分教会)	TEL:080-5067-6391 ✉:kazumi3451@softbank.ne.jp

●問合せ先:こども育成課

就労

○女性の再就職支援

女性の再就職支援を目的とした講座等の情報を提供しています。

●問合せ先：人権推進課

○久喜市ふるさとハローワーク

久喜市役所本庁舎内で、ハローワーク春日部と同様の求人情報の提示とともに、相談員による職業相談や職業紹介サービスを行います。

●問合せ先：久喜市ふるさとハローワーク（☎0480-29-2768）

○内職相談

週1回、内職の紹介・あっ旋を行うほか、苦情相談等の内職に関する悩みごと全般について相談を受け付けます（予約制）。

●問合せ先：商工観光課（☎0480-85-1111）

○ファミリー・サポート・センター

生後6か月から小学校6年生の児童を対象に、塾・習い事の送迎や短時間の預かり等、育児に関する相互援助活動の支援を行います。

月～金曜日の午前7時～午後7時 1時間/700円

上記の時間外と土日祝日・年末年始 1時間/900円

以降加算は30分単位で1時間の半額

●問合せ先：久喜市ファミリー・サポート・センター本部（☎0480-29-1900）

○子育て緊急サポート事業

0歳児から小学6年生までの児童の病児・病後児の預かり、緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等、育児に関する相互援助活動の支援を行います。

基本時間（午前8時～午後8時）1,000円/時

基本時間外（午後8時～午前8時）1,200円/時

宿泊（午後6時～午前9時）10,000円/日

●問合せ先：緊急サポートセンター埼玉（☎048-297-2903）

○休日保育

日曜日・祝日に保護者の就労等により、家庭において保育できない児童（市内在住の市内保育所に入所している満 1 歳～就学前までの児童）を保育所で保育します。

実施保育所	保育時間	定員	利用料金	
			教育・保育給付認定を受けた事由	教育・保育給付認定を受けた要件と異なる事由
(公立) ひまわり保育園	日曜日・祝日 午前 8 時 30 分 から午後 5 時 (延長なし)	1 日あたり 10 人 (申込先着順)	0 円	2,000 円
(私立) 鷺宮保育園				3,000 円

●問合せ先: ひまわり保育園 (☎ 0480-22-8246) / 鷺宮保育園 (☎ 0480-58-1510)

※令和 7 年 10 月～12 月の期間、ひまわり保育園の空調設備改修工事のため、すみれ保育園 (☎ 0480-21-0120) での保育となります。鷺宮保育園は従来通りご利用できます。

○病児・病後児保育

乳幼児及び児童が病氣中または回復期にあり、学校や保育所等での集団生活ができず、保護者の就労等により家庭での保育も困難の場合、市内医療機関で一時的に保育を行います。

実施施設: 土屋小児病院 定員: 1 日 6 名まで

対象: 市内に在住し、現に保育所、幼稚園等の保育施設に通所している 6 か月以上の児童または小学生

費用: 1 日あたり 2,000 円 (住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯は無料)

●問合せ先: 保育幼稚園課

ひとり親家庭

○児童扶養手当

ひとり親家庭の父もしくは母、父もしくは母が一定の障がいの状況にある家庭のこどもを育てている方、または父もしくは母に代わってそのこどもを育てている方に支給します (所得制限があります)。

・支給額

こども 1 人の場合	所得に応じて月額 11,010 円～46,690 円
こども 2 人以上の場合	上記の金額に所得に応じて月額 5,520 円～11,030 円を加算

※公的年金などを受給している場合は差額支給となります。

・支給期間…こどもが 18 歳になった日以後の最初の 3 月 31 日まで

また、一定の障がいのある場合は 20 歳になるまで

●問合せ先: 子育て支援課

○ひとり親家庭等医療費

病気やケガで医療機関等において診療を受けた場合に、医療費の一部を助成します。また、県内の窓口払い一部廃止医療機関等を受診し、保険診療の自己負担金が一医療機関ごとに入院、通院別で 21,000 円未満の場合、医療機関の窓口で受給者証と健康保険情報が分かるものを確認することで、窓口での保険診療分の支払いが不要になります。

ひとり親家庭の父もしくは母、父もしくは母が一定の障がいの状況にある家庭のこどもを育てている方、または父もしくは母に代わってそのこどもを育てている方に支給します（所得制限があります）。

- ・支給対象者…ひとり親家庭の父または母及び養育者とその養育するこども
父または母に一定の障がいがある場合、こどもとこどもを監護する父または母
- ・支給期間 …こどもが18歳になった日以後の最初の3月31日まで
また、一定の障がいのある場合は20歳になるまで
- ・支給額 …保険診療により医療機関の窓口で支払った額から、高額療養費及び付加給付金を控除した額
入院時食事療養標準負担額

●問合せ先：子育て支援課

○母子生活支援施設

母子家庭及び何らかの事情で離婚の届出ができないなどの家庭の女性を、児童とともに施設で保護し、自立のための相談・支援を実施します。

●問合せ先：こども家庭保健課

○JR 通勤通学定期乗車券の割引

児童扶養手当受給者の世帯主及び世帯員が JR で通勤・通学する際に定期乗車券を 3 割引で購入できる証明書を発行します。

●問合せ先：子育て支援課

○自立支援教育訓練給付金

母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けているひとり親が、雇用保険法で定める教育訓練等を受講し修了した場合等に、受講費用の一部を支給します。

●問合せ先：子育て支援課

○高等職業訓練促進給付金

児童扶養手当受給者または同程度の所得水準にあるひとり親が、資格取得のため6か月以上養成機関等で修業する際に、最大で4年間にわたり給付金を支給します。また、修業を修了した際にも給付金を支給します。

	対象資格	支給額(月額)	
高等職業訓練 促進給付金	看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師等	市民税非課税世帯	100,000 円
		課税世帯	70,500 円
高等職業訓練 修了支援給付金		市民税非課税世帯	50,000 円
		課税世帯	25,000 円

●問合せ先：子育て支援課

○高等学校卒業程度認定試験合格支援

母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けているひとり親及び扶養されている 20 歳未満の児童が、高卒認定試験合格のため民間企業等の対策講座を受講した際に、受講費用の一部を支給します。また、高卒認定試験に合格した際は追加で給付金を支給します。

	支給額
受講開始時給付金	受講経費(4,000 円以上)の40% 【通信制の場合】限度額：100,000円 【通学及び通信制併用の場合】限度額：200,000円
受講修了時給付金	受講経費(4,000 円以上)の50%から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額 【通信制の場合】 限度額：(受講開始時給付金と合計して)125,000円 【通学及び通信制併用の場合】 限度額：(受講開始時給付金と合計して)250,000円
合格時給付金	受講経費の10% 【通信制の場合】 限度額：(受講開始時給付金、受講修了時給付金と合計して)150,000円 【通学及び通信制併用の場合】 限度額：(受講開始時給付金、受講修了時給付金と合計して)300,000円

●問合せ先：子育て支援課

○養育費確保支援事業補助金

養育費の取決めに関わる経費の一部を補助します。(上限 50,000 円)

公正証書等作成経費 補助金	公正証書等の作成経費の一部を補助
養育費保証契約締結 経費補助金	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する初回保証料の一部 を補助(所得制限あり)
裁判外紛争解決手続 利用経費補助金	養育費の内容を含む裁判外紛争解決手続を利用した際に要した経費 の一部を補助

●問合せ先:子育て支援課

○母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親または寡婦に対して、生活や医療、就職、子の就学等の必要に応じて年 1.0% (連帯保証人を立てる場合は無利子) で貸付を実施します。

●問合せ先:東部中央福祉事務所(☎048-737-2359)

おわりに

久喜市ではすべてのこどもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、経済的困窮家庭のこどもに対する施策を進めています。

このガイドブックを活用いただくことで、こどもの悩みに気づき、適切な支援につなげるとともに、支援者や行政、地域等に双方向のつながりが広がり、社会全体で子育てを支えていく体制が構築されていくよう期待しています。

すべてのこどもが安心して成長し、自立していける体制を整えることで、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指してまいります。

気づく・つなぐ・支えるガイドブック

担当課 久喜市 こども未来部 こども育成課

令和5年4月発行 / 令和6年4月改訂

令和6年10月改訂

令和7年4月改訂

令和7年7月改訂

令和7年10月改訂

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3

電話：0480-22-1111（代表）